

基本はハイビーム走行



夜間、車両を運転する際、ライトはハイビーム(走行用前照灯・遠目のライト)で走行することが基本です。

ただし、他の車両等と行き違う場合、または他の車両等の直後を進行する場合で、他の車両等の交通を妨げるおそれのあるときは、ロービーム(すれ違い用前照灯・近目のライト)で走行しなければなりません。(道路交通法第52条第2項)

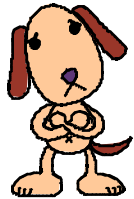


ハイビームとロービームの違い

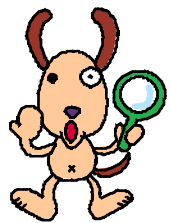


夜間、50m先を照射すると・・・
【ロービーム】 【ハイビーム】

見えない

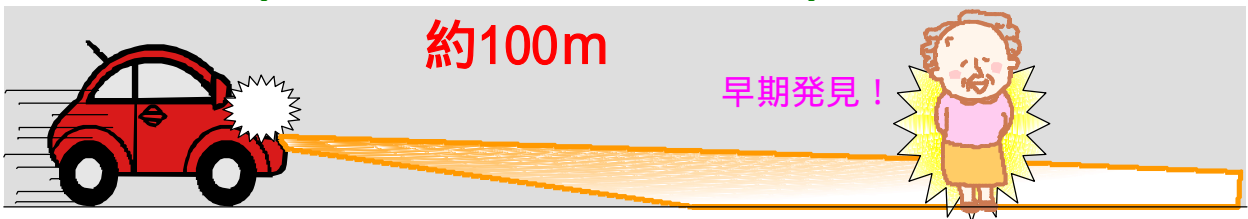


見えた!



ハイビームとロービームでは、保安基準上、照射範囲が2倍以上違います。

ハイビーム(走行用前照灯・遠目のライト)



ロービーム(すれ違い用前照灯・近目のライト)



こまめに
ハイビームと
ロービームを
きりかえる

歩行者・
自転車を
早期発見

早く
危険回避
措置が
可能に

**交通事故
防止!!**

歩行者・自転車側もライトに照らされることで車に気づくことができる。